

住まいのための 支援制度の対象範囲、 補助額を拡大します

「若者世帯住宅取得補助」
および「空き家リフォーム事業補助」について、利用の促進を図るため、10月1日から対象範囲等を拡大します。

これまでの補助対象「住宅の取得日において、いずれも40歳未満の世帯（夫婦（子がいる場合は、その子を含む）、母子又は父子で構成されるものに限る）」に、「同一世帯に小学生未満の子どもがいる世帯（親子二世代で構成されるものに限る）」を追加します。

空き家リフォーム事業補助

補助対象者を「箱根町空き家バンクで売買または賃貸した空き家を定住目的にリフォームする空き家の所有者、入居者または入居予定者」に拡大し、補助額を定額10万円から対象額の2分の1（上限50万円）に変更します。

対象となる住宅、条件等についての詳細は、ホームページ等で必ず確認してください。

照会先 企画課

☎85-9560

下水道排水設備工事責任技術者 更新講習会・県内統一試験

下水道排水設備責任技術者の資格を更新するための更新講習会および資格を新たに取得するための県内統一試験が次のとおり行われます。

＜更新講習会＞

日程 ①平成31年1月11日（金）・15日（火）・16日（水）

②平成31年1月22日（火）・23日（水）のうちいずれか希望する日

場所 ①カルッツかわさき（川崎市川崎区富士見1-1-4）

②サンピアンかわさき（川崎市川崎区富士見2-5-2）

手数料 5,200円

申込方法 11月30日（金）までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。

*更新講習対象者には10月中旬頃に案内および申込書等が直接郵送されます。

＜責任技術者試験＞
日程 平成31年2月7日（水）

場所 川崎市教育文化会館（川崎市川崎区富士見2-1-1）

「家庭教育をきかせる」

～地域でやれる・地域へいこう～

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

近年、地域とのつながりの希薄化や、身近な人から子育てを学んだり、助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。このような状況の中、地域社会や学校、行政、企業等は力を合わせて、子育て家庭の「支え」となり、応援していくことが求められます。

町では、「子育て支援センター」（仙石原幼児学園内）や「子育てサロン」（湯本幼児学園内、宮城野保育園内）を設置しています。ここでは未就園児の保護者同士の交流やアドバイザーと育児相談を行えるので、子育ての悩みを軽減

できると思います。そして新たに、子育てが楽しくなるヒントとなる「怒鳴らない子育て講座」を開設しました。子育てへの自信の獲得や、お子さんの社会スキルの習得に役立つと思います。（照会先 子育て支援課 ☎85-9595）

「箱根町教育相談センター」（役場隣 湯本266）では、乳幼児から18歳までの保護者の教育相談を随時受付けています。子育てや家庭教育に不安や悩みを持たれている方は、教育相談センターに相談してください。

また、各地域で「箱根町子どもほっと相談室」を開設しています。日程や場所は、広報の「催し・案内」のページ（P19）に掲載しています。

保護者の方や地域の方と一緒に、子どもの支援・子どもの教育について考えていきたいと思えます。

照会先 箱根町教育相談センター

☎85-7776

13)

手数料 5,200円

申込書の配布 10月9日（火）、11月16日（金）

申込方法 11月30日（金）（消印有効）までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。

照会先 上下水道温泉課

☎85-9567

公共下水道への 接続のお願い

公共下水道が使用できる区域（宮城野・強羅・二ノ平・小涌谷・仙石原・箱根・元箱根の各一部）に住んでいて、公共下水道に未接続の場合は、公共下水道への接続をお願いします。

下水道への切替工事は、必ず町の指定工事店へ依頼してください。

また、工事が始まる前に申請書を提出し、町の確認を得てから工事を開始してください。

なお、公共下水道への接続工事に要した費用について、補助金や貸付金の制度があります。公共下水道が使用できる区

箱根中学校PTA家庭教育講座 「心の安らぎ」を 得られるヨガ教室」

～地域でやれる・地域へいこう～

日時 11月5日（月）10時～

会場 箱根町立箱根中学校柔剣道場

講師 三森 文枝 先生

内容 三森先生は、ヒーリング・ヨガ小田原の代表であり、誰にでも無理なくできるヨガを年齢幅広く多様に対応できる独自のプログラム作りを行っています。

照会先 生涯学習課

☎85-7601

安全・安心まちづくり旬間 10月11日（木）～20日（土） 「みんなであそぼう」 安心の街

安全・安心まちづくり旬間は、全国地域安全運動に合わせ、神奈川県下で一斉に安全で安心なまちづくりを促進する期間です。

○詐欺に気を付けよう

小田原警察署管内では、キャッシュカードをだまし取る詐欺被害が急増しています。手口としては、警察官や金

域や、町の指定工事店、補助金や貸付金の制度利用について知りたい場合など、疑問や不明な点があるときは、問い合わせてください。

照会先 上下水道温泉課

☎85-9567

10月15日（月）～21日（日）は 行政相談週間

行政相談週間行事の一環として、行政相談委員が中心となり行政相談所を開設します。（申込不要）

日時 10月17日（水）13時30分～15時30分

場所 社会教育センター

内容 国の行政機関の業務、公団や公庫などの特殊法人、独立行政法人、国の補助に係る業務、県および市町村が国から法定受託している業務などに関する相談

相談員 行政相談委員（曾我眞、村上ちず子）

※行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情の相談に応じ、相談者に必要な助言や関係機関へ苦情を通知す

るなど、問題の解決を促します。

照会先

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します！

法務局では、相続登記の推進に取り組んでいます。手続をされていない方は、この機会に相談してください。また、相続登記以外の土地、建物、会社の登記、供託、戸籍、国籍、人権問題、遺言に関することなども気軽に相談してください。法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員が相談に応じます。

日時 10月7日（日）10時～16時

場所 横浜第2合同庁舎1階会議室（横浜市中区北仲通5-57）

申込 電話による事前予約

照会先 横浜地方法務局総務課

☎045-641-7461

「制度のしくみ」

融機関の職員を装い、「あなたの口座が不正に利用されています。セキュリティの強いキャッシュカードに交換しますので、今のカードと暗証番号を渡してください。」などと言い、だまし取ろうとします。

他人にカードを渡すことは絶対にしないでください。

不審な電話がかかってきたら警察や家族に相談しましょう。

○置引きに気を付けよう

荷物は、いつも目の届く範囲に置き、できるだけ手を添えていきましょう。

○車上ねらいに気を付けよう

少しの間でも、車を離れるときは必ず施錠をし、鞆や貴重品を車内に置いたままにしないようにしましょう。

照会先 総務防災課（町民係）

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160

☎85-7160